

11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

資料3

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透</p>	<p>○ 女子差別撤廃条約等の積極的遵守</p> <p>① 女子差別撤廃条約の国内実施強化に努める。特に、2003年に国連女子差別撤廃委員会から勧告された間接差別については、雇用の分野について、労働政策審議会雇用均等分科会における検討の結果を踏まえ、適切に対応するとともに、他の分野についても何が間接差別に当たるかについて検討を行う。</p>	<p>内閣府、外務省、厚生労働省、関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女子差別撤廃委員会からの女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解の公表を受けて、関係省庁、国会、裁判所、地方自治体に対して広くその内容を周知するとともに、条約に対する理解を深め、一層の施策推進に取り組むことなどを依頼。(内閣府) ○ 男女共同参画推進連携会議「聞か会」において、NGO等を含む一般の方々に対して、第6回報告審議の模様及び委員会からの最終見解を報告、周知。(内閣府、関係省庁) ○ 女子差別撤廃条約、同条約実施状況第4回・第5回報告、女子差別撤廃委員会からの最終コメント等のホームページを通じた周知。(内閣府、外務省) ○ 女子差別撤廃条約選択議定書の締結の是非について検討。(外務省、関係省庁) ○ 17年12月に労働政策審議会から出された今後の男女雇用機会均等対策についての建議を受け、18年3月に、厚生労働省では、男女雇用機会均等法等の改正法案を国会へ提出し、同法案は6月15日に全会一致で可決・成立、同月21日に公布。(厚生労働省)(3(1)ア①に前掲) ○ 男女雇用機会均等法に関連する省令や指針についても併せて改正され、19年4月1日から改正法と共に施行。(厚生労働省)(3(1)ア①に前掲) <ul style="list-style-type: none"> <主な改正点> ① 男女双方に対する差別の禁止、差別的取扱いを禁止する雇用管理ステージの明確化・追加、間接差別の禁止など、性差別禁止の範囲の拡大 ② 妊娠・出産等を理由とする解雇以外の不利益取扱いの禁止 ③ セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化 ④ セクシュアルハラスメント及び母性健康管理措置を調停及び企業名公表制度の対象に追加、報告徴収に応じない場合の過料の創設など、男女雇用機会均等の実効性の確保 ⑤ 女性の坑内労働に関する規制の緩和

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>②上記勧告に対する政府としての対応を十分に検討した上で、女子差別撤廃条約第6回政府報告を作成し、同委員会に提出する。</p>	<p>内閣府 外務省、 関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勧告に対する取組の方向性について男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会(平成16年7月より監視・影響調査専門調査会に引き継がれた)で調査検討を行い、その結果を平成16年7月に「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見(国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について)」として男女共同参画会議で意見決定。また、本意見決定を受け、平成17年には、男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において、国連女子差別撤廃委員会最終コメントを踏まえた各府省における取組状況について審議を行い、この結果を平成17年7月に専門調査会の提言として取りまとめ。(内閣府) ○ 女子差別撤廃委員会による勧告を踏まえ、国民からの意見募集を行い、女子差別撤廃条約実施状況第6回報告を作成し、平成20年4月に国連に提出。(内閣府、外務省) ○ 第6回報告審査に関する女子差別撤廃委員会からの質問事項に対する回答を提出。(内閣府、外務省) ○ 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議に出席。(内閣府、外務省、関係省庁)
	<p>③権利侵害を受けたと主張する個人等が女子差別撤廃委員会へ通報することができるという個人通報制度等を定める女子差別撤廃条約選択議定書の締結の可能性について、検討を行う。</p>	<p>内閣府、 外務省、 関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女子差別撤廃条約選択議定書に設けられている個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えられるが、司法権の独立を含め、我が国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがあり、慎重に検討すべきであるとの考えもあることから、締結の是非について真剣かつ慎重に検討中。 具体的には、外務省は関係省庁と共に「個人通報制度関係省庁研究会」を開催してきているが、右研究会においては、自由権規約委員会や女子差別撤廃委員会に対する個人の通報事例を参考に、委員会や関係国の対応等について研究するなどの検討を行っており、今後とも、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ引き続き検討を進めていく。(内閣府、外務省、関係府省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>④誰もが理解しやすい形で女子差別撤廃条約の周知を図ることにより、国内への一層の浸透を図る。また、児童の権利に関する条約やILO第156号条約等、我が国が締結している男女共同参画の推進に係わる条約についても、その目的が十分達成されるよう、取組の充実、内容の普及・浸透を図る。</p> <p>○未締結の条約に関する検討</p> <p>⑤女性に関わりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、批准に向けて積極的な対応を図る。また、国際機関等において検討が進められている女性に関わりの深い国際文書の作成等についてもその動向に十分配慮する。</p>	<p>内閣府、 外務省、 関係府省</p> <p>外務省、 関係府省</p>	<p>○ 女子差別撤廃委員会からの女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解の公表を受けて、関係省庁、国会、裁判所、地方自治体に対して広くその内容を周知するとともに、条約に対する理解を深め、一層の施策推進に取り組むことなどを依頼。(内閣府)</p> <p>○ 男女共同参画推進連携会議「聞か会」において、NGO等を含む一般の方々に対して、第6回報告審議の様式及び委員会からの最終見解を報告、周知。(内閣府、関係省庁)</p> <p>○ 女子差別撤廃条約に関する情報を、外務省及び内閣府ホームページや内閣府男女共同参画局パンフレットに掲載し、広報を実施。(内閣府、外務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○効果的な広報の推進</p> <p>⑥国際規範・基準の国内への更なる浸透を図るための効果的な広報を進める。特に、政策・方針決定者、法曹関係者、その他国民の幅広い層に対しての広報の方策を工夫しつつ進めるとともに、国際規範・基準の翻訳・普及を積極的に行い、これらに関する理解促進を図る。</p> <p>⑦国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透に当たっては、知見を持つNGOの意見も聞きつつ、積極的連携を図る。</p>	<p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、外務省</p>	<p>○女子差別撤廃条約、世界女性会議、国連婦人の地位委員会等において決定された国際規範・基準に関する情報を、広報誌やホームページに掲載することにより、広報活動を実施。特に、これらの国際規範・基準の和訳をホームページに掲載。(内閣府)</p> <p>○女子差別撤廃委員会からの女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解の公表を受けて、関係省庁、国会、裁判所、地方自治体に対して広くその内容を周知するとともに、条約に対する理解を深め、一層の施策推進に取り組むことなどを依頼。(内閣府)</p> <p>○女子差別撤廃条約や国連婦人の地位委員会に関し、広範な国民各界各層との情報及び意見の交換を図るための会を開催。(内閣府)</p> <p>○男女共同参画推進連携会議「聞く会」において、NGO等を含む一般の方々に対して、第6回報告審議の様式及び委員会からの最終見解を報告、周知。(内閣府、関係府省)</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献</p>	<p>ア「GADイニシアティブ」に基づく取組の推進</p> <p>○援助政策における社会的性別の視点の導入強化・「ジェンダー平等」を推進する政策・制度支援</p> <p>①「GADイニシアティブ」に基づき、ODAのあらゆる段階において社会的性別の視点を盛り込むよう努める。また、良い統治、人間の安全保障、軍縮、平和構築、民主化、情報通信技術の格差是正、といった新しい開発課題にもどのように社会的性別の視点を取り込んでいくか検討し、その実現を図る。</p> <p>②「GADイニシアティブ」の評価に当たっては、数値のみでなく、質の評価を行うよう努める。</p>	<p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p>	<p>○ GADイニシアティブ策定以降に策定した防災、保健、水と衛生のイニシアティブの基本方針にジェンダーの視点に配慮することを明記。また、国別援助計画の策定においてもジェンダーの視点に配慮。(外務省)</p> <p>○ GADイニシアティブの考えに基づき、個々の案件に関する評価を行う際、評価5項目(妥当性、効率性、有効性、インパクト、自立発展性)にジェンダー評価項目を加えたジェンダー視点統合型のプロジェクト評価のあり方について検討を進めている。(外務省、関係府省)</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>③個々の援助案件の実施に当たっては、必要に応じ、男女それぞれに及ぼす影響を把握し、男女共同参画にも資する援助内容とするように努める。</p> <p>④開発途上国における男女共同参画に関する国内本部機構の整備を支援する。</p> <p>○国際機関等への支援と国際社会・NGO等との連携強化</p>	<p>外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省</p>	<p>○ 援助案件の実施に当たっては、男女の参加比率を同じにしたり、男女がともに発言する機会を設ける等、公平性を確保するよう努めている。(外務省)</p> <p>○ 開発途上国のナショナル・マシーナリーの機能強化や、途上国のジェンダー平等及び女性の地位向上に貢献することを目指した人材育成を目的として、JICAが実施している「男女共同参画セミナー」に対し、日本のナショナル・マシーナリーの役割や男女共同参画施策に関する講義・討論実施等の積極的な協力を実施(平成18年度は参加10カ国・10名、平成19年度は参加7カ国8名、平成20年度は参加5カ国6名)。(内閣府、外務省)</p> <p>○ 開発途上国における国内本部機構の体制整備支援を含む協力事業をカンボジア、アフガニスタン、モーリタニア、ナイジェリア、ネパールにおいて実施。(外務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																				
	<p>⑤国連開発計画(UNDP)日本WID基金の統合先のパートナーシップ基金において男女格差の是正と女性のエンパワーメントを促進する案件に資金が重点的に配分されるように努める。また、人間の安全保障基金等を通じた国連婦人開発基金(UNIFEM)への支援を推進する。</p>	<p>外務省、関係府省</p>	<p>国連機関・基金への拠出 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="853 300 1798 504"> <thead> <tr> <th>国連機関・基金への拠出 (単位:百万円)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● UNDPパートナーシップ基金 (WID/ジェンダー部分を含む)</td> <td>315.7</td> <td>294.8</td> <td>255.7</td> <td>241.6</td> </tr> <tr> <td>● UNIFEM拠出金</td> <td>85.3</td> <td>78.4</td> <td>77.9</td> <td>73.3</td> </tr> <tr> <td>● 人間の安全保障基金 (UNIFEM支援分)</td> <td>244.1</td> <td>127.1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「南南協力」を活用したジェンダー平等に資する援助案件の実施を積極的に推進。(外務省)</p> <p>○ヨルダン「ジェンダーとリプロダクティブヘルス」に関する第3国研修。((15～18年度 外務省)</p> <p>○アフガニスタン(同国で実施しているジェンダー平等のための協力の一環として、国内本部機構の職員グループをイランに派遣し、イランにおける取り組みを視察)。(19年度 外務省)</p> <p>○エジプト「アフリカ向け女性の健康」に関する第三国研修(19～21年度)</p> <p>○アフガニスタン「ジェンダー平等と女性のリーダーシップ育成研修」に関する第三国研修(21年度)</p> <p>○ケニア「アフリカ社会林業適用強化」に関する第三国研修(17～21年度)</p>	国連機関・基金への拠出 (単位:百万円)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	● UNDPパートナーシップ基金 (WID/ジェンダー部分を含む)	315.7	294.8	255.7	241.6	● UNIFEM拠出金	85.3	78.4	77.9	73.3	● 人間の安全保障基金 (UNIFEM支援分)	244.1	127.1	0	0
国連機関・基金への拠出 (単位:百万円)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																			
● UNDPパートナーシップ基金 (WID/ジェンダー部分を含む)	315.7	294.8	255.7	241.6																			
● UNIFEM拠出金	85.3	78.4	77.9	73.3																			
● 人間の安全保障基金 (UNIFEM支援分)	244.1	127.1	0	0																			
	<p>⑥「ジェンダー平等」に資する援助案件の発掘及び実施に当たっては、開発途上国が互いの優れた開発経験や技術を学習し、共有することによって、開発を効果的に進めるための形態である「南南協力」も活用する。このため、開発途上国における専門家・研究機関・NGO等の知見も活用して、研修、人材交流、調査研究、その他援助関連事業を一層推進する。</p>	<p>外務省、関係府省</p>	<p>○「南南協力」を活用したジェンダー平等に資する援助案件の実施を積極的に推進。(外務省)</p> <p>○ヨルダン「ジェンダーとリプロダクティブヘルス」に関する第3国研修。((15～18年度 外務省)</p> <p>○アフガニスタン(同国で実施しているジェンダー平等のための協力の一環として、国内本部機構の職員グループをイランに派遣し、イランにおける取り組みを視察)。(19年度 外務省)</p> <p>○エジプト「アフリカ向け女性の健康」に関する第三国研修(19～21年度)</p> <p>○アフガニスタン「ジェンダー平等と女性のリーダーシップ育成研修」に関する第三国研修(21年度)</p> <p>○ケニア「アフリカ社会林業適用強化」に関する第三国研修(17～21年度)</p>																				

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑦開発途上国政府における「ジェンダー統計」の整備・提供とこのための体制づくりを支援する。具体的には、政府としてこれら開発途上国の政府統計機関、国内本部機構、実際の統計使用者、関連する国際機関等との連携をより強化する。</p> <p>○組織の能力向上及び体制整備</p> <p>⑧ODAにおける各府省男女共同参画担当部署の明確化を図り、関係府省、援助実施機関、NGO等との連携を一層促進する。</p> <p>⑨在外公館の「ODAジェンダー担当官」並びに独立行政法人国際協力機構（JICA）及び国</p>	<p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p> <p>外務省、関係府省</p>	<p>○ チュニジア「青少年リプロダクティブ・ヘルス」に関する第三国研修(18～20年度)</p> <p>○ 開発途上国の国内本部機構及び主要省庁の組織的能力の向上のため、ジェンダー情報・統計分野の専門家を派遣する等の協力を実施。 (例:カンボジア「ジェンダー政策立案・制度強化支援計画プロジェクト」(15～20年度)、アフガニスタン「女性の貧困削減プロジェクト」(21～25年度)、ナイジェリア「女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト」(19～22年度)、ネパール「ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト」(21～26年))。</p> <p>○ 本邦で実施している研修「男女共同参画推進セミナー」のカリキュラムにジェンダー統計を取り入れた。(外務省)</p> <p>○ ジェンダーに関する検討委員会（JICA主催）に外務省もオブザーバーとして参加し情報の共有、連携の促進している。</p> <p>○ 「ODAジェンダー担当官」を89公館に配置し、ジェンダー問題に取り組む現地関係者やJICAとのネットワーク構築、ジェンダー問題に対する意識の向上等を実施。</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>際協力銀行(JBIC)の在外事務所において、社会的性別の問題に関する情報を共有するとともに、この問題に取り組む現地関係者(女性問題担当局、国際機関現地事務所、現地NGO等)との情報交換をより活発に行い、ODAにおける「ジェンダー主流化」のための現地体制を整備する。</p> <p>⑩国際協力に携わる者のGADに関する認識向上を促進するため、援助関連機関職員及び援助関係者に対し研修を実施する。研修の内容は国内外における議論も踏まえつつ改善する。</p>	<p>外務省、関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ JICA在外事務所にも原則2名(男性1名、女性1名)をジェンダー担当者に指名し、当該国のJICA事業におけるジェンダー主流化を推進するとともに、本部ジェンダー平等推進チームとの連携を強化するため、地域別にジェンダー担当者会議を開催(18年度は、中央アジアを除くアジア地域、19年度は中央アジアを除くアジア地域、アメリカ地域、中東地域)。統合後の新JICAにおいても旧JICAのジェンダー主流化推進体制を承継し、技術協力、無償・有償資金協力すべての事業についてジェンダー視点を確認する体制も整備した。(外務省) ○ JICA専門家派遣前研修や青年海外協力隊の派遣前研修等には「ジェンダーと開発」にかかる講義を実施。平成18年2月と19年9月に、従来あまりジェンダー視点の組み込みが十分でなかった開発セクターとジェンダーとの関係を明確にするため、エネルギーとジェンダーをテーマに実務者・コンサルタント向け研修、セミナーを実施。21年3月に、プロジェクト形成、プロジェクト運営管理に係る実務者・コンサルタントの能力向上を目的とした「ジェンダー視点に立ったPCM手法」研修を実施。(外務省) ○ 平成18年5月、JICA・JBIC双方の職員向けジェンダー配慮研修を実施。ジェンダー主流化の現状及び課題についての議論及び統合を見据えた効果的な社会配慮の実践等を議論。(外務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○ODA政策の広報の推進</p> <p>⑪国連婦人の地位委員会(CSW)、経済協力開発機構／開発援助委員会(OECD／DAC)等の国際会議において、男女共同参画を重視する我が国のODA政策を積極的に説明する。また様々な方法で国内外に我が国の男女共同参画を重視するODA政策や取組の状況についてわかりやすい広報を行う。</p>	<p>外務省、関係府省</p>	<p>○平成18年6月、援助対象国(ケニア、パキスタン、タイ)と東京との間でテレビ会議設備を活用した遠隔セミナーを実施。在外からは、現地ODAタスクフォース(外務省、JICA、JETRO)及びナショナルスタッフ、東京からは、外務省、JICA、ジェンダー開発専門家等が参加。(外務省)</p> <p>○平成18年より毎年、OECD/DACジェンダー平等ネットワーク会合に参加し、開発援助におけるジェンダーの取組について他ドナー、援助機関と知見を共有。(外務省)</p> <p>○平成18年8月、平成19年8月、21年6月にUNDPとの共催にて、ジェンダーに関するシンポジウムを開催し、その中で我が国のODA政策について説明。(外務省)</p> <p>○平成18年度に「ODAにおけるジェンダー主流化」パンフレットを作成し、会議、シンポジウムの等の場で配布。(外務省)</p> <p>○ODA出前講座等の機会を捉え、一般市民、大学、NGO等を対象に広報を実施。(外務省)</p> <p>○男女共同参画への取組を含め外務省ホームページ内の分野別開発政策のページを通じて、グッドプラクティス等を広報。(外務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>イ 国連の諸活動への協力</p> <p>⑫第4回世界女性会議のフォローアップにおいて中心的役割を果たす国連婦人の地位委員会及び女子差別撤廃委員会への積極的な参加又は貢献を行う。また、今後開催が想定される世界女性会議等における国際的行動計画策定に向け、積極的に貢献していく。</p>	<p>外務省、関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ JICAは、ホームページ及びナレッジサイトにて、ジェンダー配慮に係る取組事例を紹介。又、マンスリーJICA(JICAの月刊広報誌)の19年12月号にてジェンダー特集を掲載。さらに、年次報告書にてジェンダー配慮に係る取組事例を公開予定。(外務省) ○ 平成19年12月、内閣府男女共同参画局、国立女性会館との共催にて、国際シンポジウム『途上国の男女共同参画推進における課題と展望』を開催。(外務省) ○ 国連婦人の地位委員会への積極的な参加 我が国は、国連加盟後の昭和32年5月委員国に初当選し、昭和33年以降は、昭和40年、昭和51年を除き委員国を務め、女性の政府代表を派遣し積極的に同委員会の活動に参加。(外務省、関係府省) ○ 国連機関における会合への出席・対応(国連総会第3委員会、人権理事会、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)関連会議等)。(外務省) ○ 平成21年7月女子差別撤廃委員会政府報告審査。(外務省) ○ 平成19年2月22日～23日にベルリンで独が世銀、OECD/DAC、英、ノルウェー、デンマークと共催した「スマートエコノミクスとしての女性の経済的エンパワメント」ハイレベル会合に広瀬晴子駐モロッコ大使が参加し、我が国のジェンダー分野における国際協力の取組み等(平成18年度)について説明。(外務省) ○ 平成21年9月ローマにて開催された女性に対する暴力に関するG8会合に出席。(外務省) ○ 国連婦人開発基金(UNIFEM)へ毎年拠出金を支出。(外務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>ウ 女性の平和への貢献</p> <p>⑬ 平和を推進するための国際機関及び国連平和維持活動への協力を推進する。また、女性を被害者の側面にとらえるだけでなく、紛争の予防・管理・解決という場面においても女性の視点を政策決定の場に反映させること及び意思決定に女性が参画することが重要であること等が盛り込まれた国連安全保障理事会の1325号決議(2000年採択)の内容を踏まえつつ、軍縮、紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。</p>	<p>外務省、関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紛争の防止・解決そして平和の維持等、平和構築に関するあらゆる場面における女性の参画を促す安保理決議1325(平成12年採択)を支持。紛争下の暴力に関する安保理決議1820(平成20年採択)、紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表の設置を求める安保理決議1888(平成21年採択)の共同提案国となる。(外務省) ○ 平成18年10月26日、我が国は議長国として「安保理決議1325「女性・平和・安全」公開討論」のテーマを「平和の定着における女性の役割」に設定、コンセプト・ペーパーの作成や「議長声明」を発表するなど、公開討論を積極的に主導。(外務省) ○ 平和構築の現場で活躍できる日本及びその他のアジアの文民専門家を育成することを目的に、平成19年度より「平和構築人材育成事業」を実施しており、これまで育成した日本人30名のうち26名が女性である。(外務省) ○ 初年度(平成19年度)の「平和構築人材育成事業」の国内研修においては、ジェンダーの視点からの平和構築支援も研修できるよう、人口やジェンダーを担当するUNFPA(国連人口基金)東京事務所長による講座を設置。(外務省) ○ 我が国は平成19年6月より平成20年12月まで国連平和構築委員会の議長国を務め、同委員会において平和構築プロセスにおける女性の役割について議論がなされた際、積極的に参加した。(外務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑭紛争時や災害時において女性や児童が特別な支援を必要とすることに留意し、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。</p> <p>エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進</p>	<p>外務省、関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安保理決議1325号に係る具体的な成果としては、平和構築委員会国別会合において、ブルンジを対象とする同会合で作成された戦略枠組み（PBC/1/BDI/4）において、決議1325号が引用され、ジェンダーの視点を重視した支援策等が盛り込まれた点が挙げられる。（外務省） ○ ジェンダーに配慮した平和の構築及び復興に向けた二国間支援（例：アフガニスタン、カンボジア）及び国際機関を通じた支援を実施。（外務省） ○ 平成18年10月のUNHCR執行委員会において「危機に晒された女性」という結論を採択。（外務省） ○ 平成19年度ユニセフ拠出金の一部（約34万ドル）を東ティモールにおける児童の社会福祉の増進を目的とした「新国家における子供のための平和構築」事業にイヤーマーク。（外務省） ○ 平成17年度以降、国際移住機関（IOM）拠出金の一部（約30ドル）を被害者の大半が女性である「トラフィキング被害者帰国支援事業」にイヤーマーク。（外務省） ○ 平成20年度補正予算で、被害者の多くが女性と想定される人身取引対策に対し、アフガニスタン、ケニア、ソマリア、タンザニア、モザンビークにおいてIOMを通じた支援（約400万ドル）を実施。（外務省） ○ 平成20年度ユニセフ拠出金の一部を「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議へのアジア太平洋諸国の参加支援」（約10万ドル）及び「パキスタン及び周辺国における児童保護」（約20万ドル）にイヤーマーク。（外務省）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑮ ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、国際会議の日本政府代表などに、女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画できるように努める。</p> <p>オ あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進</p>	<p>外務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ODA評価有識者会議のメンバー構成は、ジェンダーバランスへ配慮。(外務省) (9名中4名が女性の委員) ○ 平成20年時点で国際機関の専門職以上につく日本人のうち女性の割合は56.4%。 ○ 平成21年時点で我が国の女性大使は4人で全大使の2%に相当。 ○ 国連総会第3委員会に女性NGO代表を政府代表団一員として派遣。 ○ 国連婦人の地位委員会において、民間女性に政府代表を委嘱。
	<p>⑯ 男女共同参画に関する国際交流、国際協力を促進し、国を越えた相互の信頼や友好協力関係を増進するため、平和、安定の基礎となる情報交換・人事交流について、国・地方公共団体、NGOなどそれぞれのレベルで充実を図る。また、特に国際レベルにおける男女共同参画関係情報ネットワークづくりに積極的に協力するとともに、男女共同参画に関する国際協力事業の一層の推進に努める。</p>	<p>外務省、関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画に関する国際交流として以下を実施。 <ul style="list-style-type: none"> -日本(2006年)、インド(2007年)、韓国(2009年)において開催された東アジア男女共同参画担当大臣会合への参加(内閣府) -ノルウェー(2006年)、ニュージーランド、スウェーデン(以上2007年)、スウェーデン(2009年)との男女共同参画ジョイントシンポジウム等の実施(内閣府) -APEC男女共同参画担当者ネットワーク会合(GFPN)、女性リーダーズネットワーク会合(WLN)への継続的な参加(内閣府) -欧州評議会男女平等運営委員会(CDEG)への出席(内閣府) -男女共同参画関連英文広報誌の定期発行・国内外への配信(内閣府) -各国国内本部機構との情報交換(内閣府)

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																		
	<p>カ NGOとの連携・協力推進</p> <p>⑰NGOの政府代表団への参加を継続する等、政府とNGOとの連携・協力を推進する。</p>	<p>外務省</p>	<p>○ 国連婦人の地位委員会に我が国政府代表団の一員として、平成17年以降、毎年女性NGOが参加。(平成17年3名、平成18年1名、平成19年1名、平成20年1名)(外務省)</p> <p>○ 日本NGO連携無償資金協力審査の際にジェンダー配慮を確認。(外務省)</p> <p>○ NGOを通じたジェンダー/WID(途上国の女性支援)関連事業の実績(外務省)</p> <table border="1" data-bbox="857 683 1989 767"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本NGO連携無償(注1)</td> <td>1038</td> <td>1197</td> <td>1026</td> <td>1373</td> <td>1835 (金額)(単位:百万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>72</td> <td>67</td> <td>52</td> <td>64</td> <td>72 (件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 平成16年度以降、すべての案件についてジェンダー配慮の有無を申請書審査の際に確認。</p>		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	日本NGO連携無償(注1)	1038	1197	1026	1373	1835 (金額)(単位:百万円)		72	67	52	64	72 (件)
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度																
日本NGO連携無償(注1)	1038	1197	1026	1373	1835 (金額)(単位:百万円)																
	72	67	52	64	72 (件)																